

宮城県道路公社コーポレートサイト制作業務に係るプロポーザル応募要領

宮城県道路公社（以下「公社」という。）では、現在公開しているコーポレートサイト（URL <http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>）について、時間の経過とともに明らかとなってきた使い勝手等の諸問題やデザインの古さを刷新し、新たに魅力あふれるコーポレートサイトを制作します。

本業務には、高度な技術力、企画力、表現力及び経験が求められることから、企画提案書の提出を受け、企画提案書とともにヒアリングを実施した上で審査及び評価を行うプロポーザル方式により、最も適した契約候補者を特定します。

1 業務の概要

1) 業務名

宮城県道路公社コーポレートサイト制作業務

2) 業務の目的

利用する誰もが目的の情報を容易に取得することができ、高齢者や障がい者にも配慮したデザインにすることで、これまでよりも使いやすく魅力あふれるサイトを構築するものです。

3) 業務の内容

別添仕様書のとおり。

4) 成果品

コーポレートサイト制作 一式

5) 業務上の実施条件

業務上の実施条件は次のとおりです。

- ・関係法令を遵守すること。
- ・本業務により制作するサイトの著作権については、公社と受注者との共有とする。
- ・撮影が必要となる場合は、肖像権、意匠権その他の権利等について撮影前に権利者等への許諾を得た上で、受注者において必要となる一切の手続きを行うこと。
- ・特定の民間企業等とのタイアップは不可とする。
- ・本業務の実施にあたっては、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、公社と常に協議を重ねながら実施すること。

6) 委託期間

契約日から平成30年3月23日（金）まで

7) 予定価格

金 2, 5 8 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を除く。)

2 応募する者に必要な資格

次のいずれの要件も満たすこととします。

- 1) 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者で、宮城県内に本社若しくは本店又は登録を受けた支店若しくは営業所を有していること。
- 2) これまでに国、地方公共団体等公共的団体のサイト制作を元請けとして受注した実績あること。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと若しくは銀行取引停止となっていないこと。
- 4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 5) この業務の募集開始時から契約締結時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 6) 宮城県道路公社入札契約暴力団排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

3 応募手続

1) 企画提案書作成に関する質疑応答

- ・質問期限：平成29年12月5日（火）17時まで
- ・質問方法：質問書（様式5）に記入の上、公社総務部総務課に提出すること。
（ファクシミリ可）
- ・回答方法：質問書に対する回答書は平成29年12月7日（木）から
平成29年12月15日（金）まで公社掲示板で閲覧に供する。

2) 参加申込書、業務実績等証明書及び企画提案書等提出期限

平成29年12月15日（金）17時まで(必着)

3) 提出方法

郵送又は持参

（郵送の場合は、配達証明付により上記提出期限までに到着したもののみ有効）

4) 提出先

宮城県道路公社 総務部総務課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-1-20

TEL022-263-0566 FAX022-262-8202

5) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）

- ・業務実績等説明書（様式2）
- ・入札書（様式3）
- ・内訳書（様式4）
- ・企画提案書（任意様式14部）
添付資料（必要のある時）

4 企画提案書の作成方法

- 1) 評価要領で定める各評価項目について記載した企画提案書（様式は任意）を作成してください。ただし、各評価項目につき、1～2枚程度としてください。
- 2) トップページ（PC用）、リアルタイム交通情報コンテンツのデザイン案を各1点ずつ作成してください。
- 3) 全体構成（サイトマップ案）を作成してください。
- 4) 制作体制及び制作スケジュール（様式は任意）を作成してください。
- 5) 次の項目について、所定の様式に記載し、提案書とともに提出してください。
 - ・これまでに国、地方公共団体等公共的団体のサイト制作実績内容及び件数と契約書の写し
- 6) その他
 - ・提案に係る諸費用については、応募者の負担とします。
 - ・提出された書類は返却しません。

5 入札書及び内訳書

- 1) 契約候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2) 入札書に記載されている入札価格に対応した内訳書（様式4）を必ず提出すること。

6 プロポーザルに関するヒアリング

- 1) 実施日時 平成29年12月19日（火）
日時、場所については提出書類に不備等がない提案者に後日連絡します。
- 2) 出席者 3名以内
- 3) 提案すべき内容
提出された企画提案書、その他の資料
- 4) プレゼンテーション
25分（説明20分・質疑応答5分）以内とし、企画提案書により設定した制作コンセプト及び制作体制・制作工程をふまえて説明することとします。
なお、プレゼンテーションに要する機器等（100V電源は提供します）は応募者で準備してください。

7 プロポーザル評価方法

1) 評価方法

プロポーザルに対するヒアリングを実施したうえで、評価を行います。

2) 評価基準等

別添評価要領に記載のとおり。

8 その他

1) 提出内容に含まれる著作権、肖像権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて応募者が負うものとします。

2) 無効となるプロポーザル

- ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適しないもの
- ・企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・企画提案書に提案と関係のない事項の内容が記載されているもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・ヒアリングに出席しなかった者
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談をした者

3) 契約候補者選定結果の通知

プロポーザルに関するヒアリング実施の日から7日後程度を目途に、有効な提案を行ったすべての提案者に対し、結果を通知します。

4) 契約に関する基本事項

契約段階において、業務委託条件、仕様書等の変更を行うことがあります。

5) プロポーザルの取扱い

- ・提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に応募者に無断で使用しないものとします。
- ・プロポーザルは契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- ・提出された書類は返却しません。

6) 契約締結後の取扱い

ヒアリングで発表された内容は、当該契約内容の一部を構成することとなることから、提案事項を履行できない場合は、委託契約書に基づき契約を解除し、違約金を請求する場合がありますので注意すること。